

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する 徴収猶予の特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税・国民健康保険税を納期限までに納めることが困難な方には、猶予の特例制度があります。

1 対象となる方

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付することが困難であること。
上記①、②のいずれも満たす方。

2 対象となる税目

➤令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもの。

税目	対象期別	担当課
○固定資産税	令和元年度第4期～令和2年度第3期	税務課
○市・県民税(普通徴収)	令和2年度第1期～第3期	
○市・県民税(特別徴収)	令和2年1月分～令和2年12月分	
○軽自動車税	令和2年度全期	
○国民健康保険税	令和元年度第8期～令和2年度第6期	保険医療課

※各担当課にご相談ください。

3 申請手続等

- 関係法令施行から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請書、および収入や現預金の状況が分かる資料を提出。
(提出が難しい場合、口頭により内容確認をさせていただきます。)

猶予が認められた場合

- 徴収猶予承認通知書を担当課より交付します。
➤無担保、延滞金なしで納期限から1年間、納税が猶予となります。
➤納税は猶予期間内にしていただくこととなります。

お問い合わせ・申請書提出先

税務課：0293-23-2115
保険医療課：0293-23-2117